

別記様式(第1条関係)

※受理年月日	月	日
--------	---	---

定 期 報 告 書

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿
殿

年 月 日
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表
者の氏名)
電話番号 — —

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者名					
住所	郵便番号 —				
業種					
法第9条第2項に規定する事業の有無					
報告書作成 責任者氏名					

表1 食品廃棄物等の発生量(①＝⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩)

業 種	発 生 量(t)
合 計	
発生量の把握方法	

表2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値(②)

業 種	売 上 高、製 造 数 量 等		
	名 称	単 位	値
	名 称	単 位	値

表3 食品廃棄物等の発生原単位(③＝①÷②)

業種	発生原単位	対前年度比(%)	基準発生原単位

合計									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

表7 食品循環資源の熱回収の実施量(⑦)

業 種	熱回収の実施量(t)
合 計	

表8 食品廃棄物等の減量の実施量(⑧)

業 種	減量の実施量(t)
合 計	

表9 食品循環資源の再生利用等以外の実施量(⑨)

業 種	特定肥飼料等以外の製品の種類	再生利用等以外の実施量(t)
	小 計	
	小 計	
合 計		
総 計		

表10 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量(⑩)

業 種	廃棄物としての処分の実施量(t)
合 計	

表11 食品循環資源の再生利用等の実施率 $((④ + ⑥ + ⑦ \times 0.95 + ⑧) \div (① + ④) \times 100$ (%))

平成19年度及び直近5年度の基準実施率(%)					
平成19年度	年度	年度	年度	年度	年度
当年度の再生利用等の実施率			再生利用等の実施率(%)		
業種			再生利用等の実施率(%)		

再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由	
------------------------	--

表12 再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先の業者

委託先又は譲渡先の業者	氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)		
	住所		
	再生利用の実施量(t)		
	特定肥飼料等の種類		
委託先又は譲渡先の業者	氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)		
	住所		
	再生利用の実施量(t)		
	特定肥飼料等の種類		

表13 熱回収により得られた熱量(その熱を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量)(熱回収の委託先又は食品循環資源の譲渡先における熱量又は電気の量を含む。)

業種	熱回収により得られた熱量又はその熱を変換して得られた電気の量		
	熱量(MJ)		電気の量(MJ)
合計			
委託先又は譲渡先の業者	氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)		
	住所		
	熱回収の実施量(t)		
	熱量(MJ)		電気の量(MJ)
委託先又は譲渡先の業者	氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)		
	住所		
	熱回収の実施量(t)		
	熱量(MJ)		電気の量(MJ)

表14 判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項		遵守状況
食品循環資源の再生利用等の実施の原則		
	食品循環資源の再生利用等の優先順位に関すること	
	食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための措置に関すること	
食品廃棄物等の発生の抑制		
	食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと	

食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと	
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと(例：需要予測精度の向上、売り切り(販売期限の見直しを含む。))	
食品の調理の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善を行うこと(例：メニューの工夫)	
食事の提供の過程における食べ残しを減少させるための工夫を行うこと(例：提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残しが減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと)	
未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために当該食品の提供に努めること(例：フードバンク、福祉施設への提供)	
売れ残りその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること	
賞味期限の表示方法についての工夫や賞味期限の延長を行うよう努めること	
取引先の食品関連事業者が食品廃棄物等の発生の抑制を実施できるよう努めること(例：納品期限の緩和、発注の早期化)	
必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること	
食品循環資源の管理の基準	
食品循環資源と容器包装その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること	
異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること	
食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと	
食品廃棄物等の収集又は運搬の基準	
食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用する場合は、異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること	
食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用する場合であって、食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと	
生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること	
食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること	

食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準	
上記の基準に従って食品廃棄物等の収集又は運搬を行う者を選定すること	
委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握すること	
委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること	
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準	
農林漁業者等の需要に適合する品質を有する特定肥飼料等の製造を行うこと	
食品循環資源と容器包装その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること	
食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと	
食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として最大限に利用すること	
異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入の防止その他の工程管理を適切に行うこと	
食品循環資源及びそれ以外の原材料並びに特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適正に行い、特定肥飼料等の含有成分の安定化を図ること	
生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること	
特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、特定肥飼料等の利用を確保すること	
食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること	
肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料の品質の確保等に関する法律及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること	
飼料の製造を行うときは、その製造する飼料について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること	
配合飼料の製造を行うときは、粉末乾燥処理を行うこと	
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準	

上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行い、かつ、当該製造を行う者の再生利用事業の内容及び周辺地域における再生利用事業に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用事業を実施している者を選定すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造及び譲渡の実施状況を定期的に把握すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること	
食品循環資源の熱回収	
食品循環資源を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内における特定肥飼料等製造施設の有無について適切に把握し、その記録を行うこと	
食品循環資源を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内に存する特定肥飼料等製造施設において、当該食品循環資源を受け入れて再生利用することが著しく困難であることを示す状況について適切に把握し、その記録を行うこと	
熱回収を行う食品循環資源の種類及び発熱量その他の性状について適切に把握し、その記録を行うこと	
食品循環資源の熱回収により得られた熱量(その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量)について適切に把握し、その記録を行うこと	
熱回収を行う施設の名称及び所在地について適切に把握し、その記録を行うこと	
情報の提供	
特定肥飼料等の利用者(特定肥飼料等の製造を委託又は食品循環資源を譲渡している場合にあっては、当該委託先又は譲渡先)に対し、特定肥飼料等の原材料として利用する食品循環資源について、必要な情報を提供すること	
未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報を有価証券報告書、統合報告書等への記載、インターネットの利用その他の方法により提供するように努めること	
食品廃棄物等の減量	
減量の実施後に残存する食品廃棄物等について、適正な処理を行うこと	
費用の低減	

食品循環資源の再生利用等の効率的な実施体制の整備を図ることにより、食品循環資源の再生利用等に要する費用を低減させるよう努めること	
加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進	
本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、加盟者に対し、食品循環資源の再生利用等に関し必要な指導を行い、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めること	
加盟者は、本部事業者が実施する食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に協力するよう努めること	
教育訓練	
従業員に対して、食品循環資源の再生利用等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること	
再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備	
事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量その他食品循環資源の再生利用等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと	
事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと	

表15 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号)第10条第2項の情報の提供の方法(情報を提供していない場合(表18において「有」と記入する場合を除く。))にあつては、その理由)

--

表16 未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量

有償： t
無償： t

表17 食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組

--

表18 国が公表を行うことについての同意の有無

--

表19 表18において「無」とした場合、その理由

--

[備考]

- 1 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。

2 「業種」の欄には、「部分肉・冷凍肉製造業」、「肉加工品製造業」、「牛乳・乳製品製造業」、「その他の畜産食料品製造業」、「水産缶詰・瓶詰製造業」、「海藻加工業」、「塩干・塩蔵品製造業」、「水産練製品製造業」、「冷凍水産物製造業」、「冷凍水産食品製造業」、「その他の水産食料品製造業」、「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物製造業を除く。）」、「野菜漬物製造業」、「味そ製造業」、「しょうゆ製造業」、「ソース製造業」、「食酢製造業」、「その他の調味料製造業」、「甘しや糖製造業」、「てん菜糖製造業」、「砂糖精製業」、「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」、「精米・精麦業」、「小麦粉製造業」、「その他の精穀・製粉業」、「パン製造業」、「菓子製造業」、「動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。）」、「食用油脂加工業」、「でん粉製造業」、「麺類製造業」、「豆腐・油揚げ製造業」、「あん類製造業」、「冷凍調理食品製造業」、「そう菜製造業」、「すし・弁当・調理パン製造業」、「レトルト食品製造業」、「他に分類されない食料品製造業」、「清涼飲料製造業(茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）」、「清涼飲料製造業(その他)」、「果実酒製造業」、「ビール類製造業」、「清酒製造業」、「単式蒸留焼酎製造業」、「蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸留焼酎製造業を除く。）」、「製茶業」、「コーヒー製造業」、「米麦卸売業・雑穀卸売業」、「野菜卸売業・果実卸売業」、「食肉卸売業」、「生鮮魚介卸売業」、「その他の農畜産物・水産物卸売業」、「食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。）」、「食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。）」、「各種食料品小売業」、「野菜・果実小売業」、「食肉小売業(卵・鳥肉を除く。）」、「卵・鳥肉小売業」、「鮮魚小売業」、「酒小売業」、「菓子・パン小売業」、「コンビニエンスストア」、「その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く。）」、「食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除き、すし店を含む。）」、「食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限り、そば・うどん店を含む。）」、「居酒屋等」、「喫茶店」、「ファーストフード店」、「その他の飲食店(ファーストフード店を除く。）」、「持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。）」、「給食事業」、「沿海旅客海運業」、「内陸水運業」、「結婚式場業」及び「旅館業」のうち、該当するものを全て記入すること。

3 また、「法第9条第2項に規定する事業の有無」の欄には、該当する場合にあっては「有」を、該当しない場合にあっては「無」を記入すること。

4 「報告書作成責任者氏名」の欄には、本報告書の作成を担当した者の所属部署及び氏名を記入すること。

5 表1の食品廃棄物等の発生量については、法第9条第2項に掲げる食品関連事業者にあつては、加盟者の食品廃棄物等の発生量も含めた量を記入すること。

6 表2において、食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値として、「売上高」、「製造数量」又は「その他の食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」のいずれかについて、最も適切な値を選択し、その名称、単位及び数値を記入すること。

なお、「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」を前年度より変更しようとする場合は、変更後の「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」については、平成19年度以前(平成20年度以降に新たに食品関連事業者の事業を開始した場合又は食品関連事業者が合併、分割、相続若しくは譲渡により他の食品関連事業者から当該事業者の事業を承継した場合には、当該事業を開始した日の属する年度又は合併、分割、相続若しくは譲渡があった日の属する年度)よりその数値を把握しているものに限るものと

し、表3の対前年度比及び表11の基準実施率の数値は、変更後の「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」によって算出される数値を記入すること。

- 7 表3の「基準発生原単位」が定められていない場合は、「該当なし」と記入すること。
- 8 表3の発生原単位の対前年度比が100%を超えた場合又は発生原単位が基準発生原単位を上回った場合は、その理由について記入すること。
- 9 表4の「平成19年度発生原単位」の欄には、平成20年度以降に新たに食品関連事業者の事業を開始した場合又は食品関連事業者が合併、分割、相続若しくは譲渡により他の食品関連事業者から当該事業者の事業を承継した場合には、当該事業を開始した日の属する年度又は合併、分割、相続若しくは譲渡があった日の属する年度の発生原単位を記入すること。
- 10 表9の食品循環資源の再生利用等以外の実施量については、事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量を記入すること。
- 11 表11の「平成19年度及び直近5年度の基準実施率(%)」の欄には、平成19年度及び直近5年度(当年度を含む。)における食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号)第2条に規定する基準実施率を記入すること。
また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。
- 12 表14の「遵守状況」の欄には、「適」、「不適」又は「該当しない」のいずれかを記入すること。
- 13 表15において、情報の提供の方法がインターネットによるものである場合にあってはそのホームページアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を記入すること。
- 14 表18において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表3の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率、表14の遵守状況、表16の量及び表17の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。